

# 「飛鳥・藤原の宮都」世界文化遺産登録に伴う橿原神宮前駅地下道電照看板ポスター制作にかかる写真募集要項

## 1 目的

令和 8 年 7 月に「飛鳥・藤原の宮都」がユネスコ世界文化遺産に登録されたことを契機に、橿原神宮前駅地下通路に設置している電照看板を活用し、世界遺産の魅力を広く発信する大型ポスターを制作します。

ポスターには、皆さんが撮影した下記 5 記載の「飛鳥・藤原の宮都」の構成資産の写真を掲出し、世界遺産の魅力を発信するとともに、多くの方に実際に構成資産を訪れていただくきっかけをつくり世界遺産への愛着や誇りを育むことを目的として、写真を募集します。

## 2 対象

どなたでも（市外の方でも応募可能）

## 3 募集期間

令和 8 年 10 月 31 日(土)まで

## 4 応募資格

18 歳以上の方（市内・市外、プロ・アマ問わずご応募いただけます）

## 5 応募写真の対象となる構成資産

橿原市内にある下記「飛鳥・藤原の宮都」の構成資産の写真

- ① 藤原宮跡
- ② 本薬師寺跡
- ③ 菖蒲池古墳（外観に限る）
- ④ 大官大寺跡

※応募点数に制限はありません。①～④の構成資産のうち、1 つの構成資産のみの応募、複数の構成資産の応募のいずれも可能です。また、同一の構成資産について複数の写真を応募することもできます。

※応募する写真 1 点ごとに、応募フォームから必要事項を入力のうえご応募ください。

## 6 募集条件

(1) 写真の応募をもって、本募集要項の記載内容すべてに同意したものとみなします。

(2) 応募写真は次の条件をすべて満たすものとします。

- ①横位置（横構図）の写真であること。
- ②JPEG 形式（拡張子「.jpg」または「.jpeg」）のデータであること。
- ③A0 サイズ（841mm×1,189 mm）程度への大判印刷に耐えうる高画質なものであること（3,000 万画素程度を推奨）。
- ④データ容量が 10MB 程度以上であること。
- ⑤人物や動物が写っていない写真であること。
- ⑥応募者本人が撮影し、応募者本人が著作権を有する、未加工または軽微な色調補正のみの写真で

あること。

⑦第三者の権利を侵害しない作品であること。

⑧他のコンテストにおいて入賞した作品や応募中の作品でないこと。

⑨AIを使用した作品でないこと。

⑩応募者本人が撮影したオリジナル作品であり、応募者が当該写真について適法に利用する権利を有していること。

⑪令和 5 年 4 月以降に撮影した写真であること。

⑫応募写真に日付、本人のサイン、名前、ペンネームなどは入れないこと。

## 7 決定方法

応募写真の中から秘書広報課で選定し、作品を決定（以下「決定写真」という。）します。

## 8 掲出場所など

- (1) 近鉄橿原神宮前駅東西地下道の電照看板枠（非電照にして掲出します。）
- (2) 上記以外に後記 1 2 の(2)記載のとおり利用することがあります。

## 9 応募方法

### Logo フォーム

Logo フォーム（応募フォーム）の容量制限上、まずは内容が確認できる 3MB 程度の JPEG ファイル（.jpg または .jpeg）をお送りください。採用された方には、後日ポスター印刷用の高画質データのご提出をお願いします。

## 10 結果通知

採用された方には個別に連絡いたします。その他の方には広報紙（1 月号）及び市ホームページへの掲載をもって結果通知に代えさせていただきます。なお、決定写真以外の応募写真のデータは市が責任をもって削除し、他に転用しません。

## 11 クレジット

クレジットの表記を希望される場合は、作品（完成したポスター）の雰囲気や損ねない位置に任意で「撮影者：お名前（またはペンネーム）」を記載させていただきます。

なお、ポスターのデザイン、レイアウト等を考慮し、クレジットを表示しない場合があります。

## 12 著作権等及び決定写真の利用について

応募写真の著作権は、応募者に帰属します。ただし、応募者は本市に対し、決定写真を次に掲げる利用並びに編集・加工することを無償で許諾するものとし、また、市が編集加工した決定写真の著作権は橿原市に帰属することとし、編集・加工した写真を応募者の返戻することはありません。

- (1) 大型ポスターの制作に使用すること。
- (2) (1) の他、本市の魅力発信、世界遺産の周知、観光振興その他本市の広報・PR を目的として、ポスター、広報紙、ホームページ、SNS、動画、パンフレット、チラシ、広告その他の広報媒体に使用すること。

- (3) 本市が実施する事業、イベント、展示、広報活動等において使用すること。
- (4) (1) から (3) の目的を達成するために必要な範囲で、トリミング、色調補正、レタッチ、文字（資産名やキャッチフレーズなど）・ロゴ・デザイン等の追加、サイズ変更、レイアウト変更、その他必要な編集・加工を行うこと。
- (5) 本市が制作を委託する事業者その他本市が認める者に対し、上記の利用に必要な範囲で作品データを提供すること。
- (6) 応募者は、上記の利用について、著作権者人格権を行使しないものとします。ただし、本市は、応募者の名誉又は声望を不当に害するような利用を行わないものとします。

### 13 決定写真に関する市の責任

- (1) 決定写真の利用などについて、第三者の著作権、肖像権、プライバシー権、商標権その他の権利を侵害する等の問題が生じた場合は、応募者の責任と負担において解決するものとします。
- (2) 決定写真の利用などについて第三者との間で紛争等が発生した場合、本市は一切の責任を負いません。

### 14 注意事項

- (1) 謝礼等は一切ありません。
- (2) 決定写真に以下の内容が含まれている場合、選考対象外です。また、後日判明した場合に選考を取り消すことがあります。
  - ①法令を遵守せずに撮影されたと思われる作品。
  - ②あらゆる製品やサービスを販売促進するような営利的内容。
  - ③いかなる動物に危害を加えたり、操ったりしている内容。
  - ④第三者（個人・法人を問わない）の著作権、登録商標、契約上の権利またはその他いかなる知的所有権を侵害する、また、いかなる者のプライバシーや知名度に関する権利への違反。
  - ⑤危険箇所や立ち入り禁止区域等から撮影された作品。
  - ⑥その他、公序良俗に反し、また反するおそれがあるとみなされる作品。
- (3) 本市が決定写真を利用する場合、必ずしも事前に応募者へ個別に連絡するものではありません。
- (4) 決定写真は、応募後に応募者の都合で取り下げることとはできません。ただし、やむを得ない事情がある場合は、本市にご相談ください。

### 15 個人情報の取扱い

応募にあたり提供いただいた個人情報は本市において適切に管理し、応募者への連絡、結果通知、クレジット表記その他本募集及び作品利用に必要な範囲でのみ利用します。

以上